

とう 闘 か 華

発行:ユニオン東京合同
発行人:佐藤陽治
東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301
TEL&FAX 03-3262-4440
メール info@union-tg.org
ブログ http://blog.union-tg.org/
ホームページ http://www.union-tg.org/
郵便振替 00110-8-120661

「公民権行使・公の職務の執行に有給休暇を使用しなければ、賃金カット」!?

【育成会分会から】

本紙6月号での報告の続編をお届けします。6月3日付理事長の回答書では『前から公民権行使・公の職務の執行は無給であった。それはノーワーク・ノーペイの原則によることだ』と主張していることをお知らせしました。その後の職場レポートです。

6月16日付け「注意書」は22日に到着

6月8日(月)朝礼で「その他業務連絡」のところで、「皆さんに関係あることです。理事長の公民権行使に対する考え方は、有給休暇か、賃金カットの択一だということが言われましたのでお伝えします」というようなことを伝えたら、事務局長が口を出してきて、「それは理事長に直接話したらどうですか」といったのです。あら?「理事長に言うこと」ではなく、「理事長から言ってきたこと」をみなさんにお伝えしたんですけれど。就業に関することは、職員全員に知らせるべきであり、本来、事務局長が言ってもよさそうなのに、「理事長に言ったらどうですか?」というのは、まったくの勘違いです。

ところが、6月17日(水)に自宅に法人から書留が送られて、不在票が届いていました。私は帰りが遅かったので、内容もわからないまま確実に受け取るために職場で受け取るように書いて投函をしましたが、その書留は19日(金)になっても職場に戻ってきませんでした。この間、3日間事務局長からも理事長からも何も言われていません。そこで、事務局長に「書留は職場に転送したのに、まだ届いてないですが急ぐことですか」と聞きましたら、事務局長はあわてて「6月16日付注意書」というもののコピーを渡してきました。6月8日から職場で

何も言われもしないで、すでに11日も経過してしまいました。これは为什么呢、たんに注意書を出した事実だけが必要だったのかと思いました。書留郵送された「注意書」を受け取ったのは22日です。

質問に対して「回答する必要を認めません」

私はさっそく、6月3日付回答書および6月16日付注意書に対する質問項目を10個にしぼり、6月24日付質問書とし、その日は有給休暇であったため理事長あてに職場にfaxしました。一応6月中に回答いただく予定でしたが応答はなく、7月1日に再質問書を出し、回答があったのは7月10日(金)でした。「質問に回答する必要がない。昔から公民権行使は無給だった。」など、およそ回答できないことをしたと言っているのも同然です。公民権行使・公の職務の執行を昔から無給だったなんて、大ウソです。なぜなら、昨年11月までの就業規則第15条に「不可抗力の事故のため、または公民権行使のために早退、遅刻した場合は届け出により、早退、遅刻のとり扱いにしない」となっており、過去も現在も、通勤の電車の遅滞、事故の場合に遅延届や電話を職場に入れて、遅刻、早退扱いにしています。これは法人言うところの「ノーワーク・ノーペイ」ということにまります。それは今でもそうです。それを知りつつ嘘の上塗りをしているのです。

7月8日(水)の労働委員会の第6回審問で、証人として証言しましたが、もちろん、法人の労働委員会への証人呼び出しについても、証人に不利益な取り扱いをしたことを証言しました。使用者はなんでも勝手放題していいという考えは断然間違っており、私たちはこれを許さず闘っていきます。

【育成会分会闘争】

全日本育成会不当労働行為(団交拒否)事件の第6回審問開かれる。

前回、5月18日の第5回審問に続き、全日本育成会分会分会長を証人とする審問が行われました。

今回、証人の提出した陳述書(2)は、A4判12ページにおよぶもので、前回の5月18日第5回審問の陳述書(1)の8ページを大幅に上回るものになりました。陳述書(2)と証言の2回目では、

- A、全日本育成会の運動の変質
- B、全日本育成会の組織運営、手続きの変質
- C、全日本育成会の労使関係の変質

の3つが絡み合いになりながら、進行していることを示し、特に「就業規則の改悪強行」・「36協定未締結の放置」・「給与規程のとんでもない切り下げ」などを中心に証言しました。今まさに団交拒否の態度を再び露骨にしている使用者側の団交拒否が一過性のものでなく、形式的な団交が開かれてきたことを理由に労働委員会が不当な命令を出しようがないように追い込んでいます。

労働委員会の第7回審問は8月24日になりました。次は反対尋問です。

非正規職組合員への解雇予告通知の不当労働行為事件～ポストノーツを求める。

組合は、全日本育成会に対して、組合員の不当解雇予告通知の撤回をさせましたが、法人の不当労働行為について労働委員会へ行っていた救済申し立てについては維持して、2度と悪行を行わないようにポストノーツを求めています。

全日本育成会で10年以上非常勤職員で働いてきた組合員が、職場で被災し、職場に出勤できなかったことを理由に解雇予告通告を出してきました。三田労働基準監督署の労働災害と認定されたのちも、まだ解雇予告通知を撤回しないで、撤回しない理由を組合のせいにしてきました。解雇撤回を求めて、労働委員会に救済申し立てをしたり、裁判所に申し

立てしたり、使用者に団交開催を要求し、時限ストライキをしたり、弁護士への懲戒請求など、もうできることは全部やってきましたが、使用者は「判断できない」などと、とんでもないことをいって、いつまでも撤回しないので、組合は、組合員・職員と一緒に3月30日に、「あずに迫る解雇予告を撤回するのかどうするのか」と聞きました。最終的に、3月30日付で、解雇予告通知を撤回すると文書を出してきたのですが、組合としては、この団結破壊行為を不当労働行為として、労働委員会に救済申し立ての内容を変更して、「二度とこのようなことをしません」という公表を求めることにしたのです。

労働委員会において、ようやくこの不当解雇撤回事件の調査が開始されています。3月に起きた事件を、5月18日に第1回目調査、第2回目は7月8日でした。約束の期日から遅れて調査の期日付けで、使用者側の答弁書がようやく提出されました。「労働組合の救済申し立てを棄却するとの命令を求める」としていましたが、不当に解雇予告通知した問題には少ししか触れてなく、組合側が悪いと責任をなすりつける、なんとも事実をねじ曲げたものでした。

こんな答弁書はとても許せません。職場で被災したことで、働けない状況になって、生活に困る状況を作り出した責任は使用者にあります。その因果を逆転させて、解雇しようとしたことは、職場の労働者はもちろん、すべての労働者階級への攻撃だと思っています。非正規の全国の仲間と団結するためにも闘います。

再び露骨な団交拒否

法人は、組合の6月16日の団交申し入れに対し、6月19日付け回答書で「期日が差し支える」という回答をしたあとから、6月25日付けの「回答書」で突然「反省を求める」「誓約を求める」「団体交渉の要求に対する回答を留保する」と団交拒否の態度を示してきたので、さっそく労働委員会あての陳述書に書きました。

夏 季 カ ン パ の お ね が い
ブリタニカ闘争と育成会闘争勝利のために！ ユニオン東京合同の財政基盤の確立のために！

送付先 郵便振替口座 0110-8-120661

【ブリタニカ分会闘争】

ブリタニカ行訴

組合からは準備書面、証拠などを提出し、中労委、ブリタニカ側からも各準備書面、証拠が提出された。組合側はいま、全力をあげて中労委、会社側の準備書面に対する反論作業に入っている。

7月31日に両者の主張が合わされ、裁判長が、これよりどう進行するかを判断する。慣れないことなので、これ以上なんらかの手続きがあるのかわからないが、組合はブリタニカの奥井社長の証人を要求する。敵性証人だから裁判長がどう判断するかだ。ブリタニカ側は証人をたてないと既に意向を表明しており、奥井証人に反対するのは目に見えている。

340名全社員解雇について、日本ブリタニカとシカゴ本社との交渉がどのように行われたか、これまで「金を送らない」の一言しか明らかにされていない。唯一の証人が奥井社長だ。

社前情宣

毎月、社前でピラまきを行っているが、奥井社長にヒットしたのは1回だけ。ピラ情宣と併せて毎回奥井社長への面会要求行動を行っているが、いつも必ず留守だと言われる。運が悪いのか、調査が足りないのか。いずれにせよ、今後も継続する。

団交

すでに40回を数えるが、相変わらず奥井社長は出てこない。組合はもちろん、毎回出席要求をしている。奥井社長の代替者、栗津交渉員は、団交のテープ録音について異常なまでの反応を示し、「止めてください」という言葉を連呼し、止めなければ話さないという態度を貫徹している。

組合の団交要求に対する回答書には、奥井社長は出ない、テープ録音は認めない、奥井社長の顔写真をピラに載せたのは違法だと文句をつけ、あげくには佐藤組合員の解雇撤回要求については、都労委、中労委で結論が出ているので要求を変えろと言ってきた。これは経営法曹弁護士のやり口だ。組合は奥井社長が団交に出てくるまでやる。

【09年第6回組合学習会】

6月19日の例会学習会は、自衛隊ウォッチャーとして有名なフリージャーナリストの三宅勝久さんを講師に招いて、自衛隊の旧軍化、選挙違反の実態を明らかにした。

最初三宅さんは、数年前から東京杉並区に住居をかまえたことから、杉並区議会の調査をしたことの一部を明らかにした。杉並区議の歳費や政務調査費の使われ方の常識を超えたいい加減さを指摘し、それが区議会では誰一人として問題にせず、それが「スタンダードになっている」という、驚くべき事実。たとえば、選挙のポスター代は公費から支給されるが、全ての候補者は実際の枚数に限らず上限額を請求し、印刷業者と結託して利鞘的に公費を浮かせている。業者も安定した受注先を確保するために協力する関係ができていくという事実。不透明な関係を取材しているうちに、一度、印刷業者に警察官を呼ばれたこともある由。また、区議会の監査役が任期の1ヶ月前に辞任することが慣習化していることがわかった。辞任するとすぐに新任者が着任し、辞職者には任期までの給料が支払われ、もちろん新任者も着任月より給料が支払われるため、1ヶ月給料が二重に支払われる。これも区議会ではスタンダードになっている、ということを明らかにした。

本題の自衛隊問題については、自衛隊の中にはびこり、握りつぶそうとするセクハラ、古参兵によるいじめ、守屋前事務次官の接待ゴルフ漬けなどが日常茶飯事であると発言した。

自衛隊あげての露骨な選挙違反

イラクに初の自衛隊が軍隊として派兵されたとき、隊長として派遣された佐藤正久は、一昨年の参議院選挙に全国区で立候補して初当選した。現在外交防衛委員会に所属している。この選挙にあたり、「偕行」という雑誌2008年1月号に、全国の自衛隊員に宛てて、選挙に協力してもらったお礼の文書が掲載されている。この雑誌名は、旧陸軍将校のクラブ「偕行社」につながり、「偕行」はその機関紙であった。その本部は現在の九段下にある九段会館であり、現在では名前も同じく復古している。ちなみに海軍の場合は「水行社」。

選挙運動の実態を示す文書がある。陸幕長通達。これは、陸上幕僚長が「各方面総監」「中央即応集団司令官」「各部隊長」「各級機関の長」に宛てたもので、内容は「偕行社の支援要領について(通達) 標記について、別紙の通り支援されたい、とされている。これに基づいて佐藤は、全国の自衛隊の基地を回り、選挙演説を堂々と行い、当選をはたしたのである。しかし、自衛隊は国の機関であり、国の施設において政治活動を行うことは明らかに違法行為であると、三宅さんは明らかにした。

軍隊の制服組が堂々と国会に乗り込んでいるのだ。田母神も、こうして選挙に出ていくかもしれない。制服組が国会答弁することさえありうる状況になっている。組合は今後もさまざまなテーマで毎月の学習会をとり組んでいく予定である。



◆◆ユニオン東京合同 第7回公開学習会◆◆

「オバマ大統領のプラハ演説は核廃絶への道なのか？」

- サンフランシスコ国際労働者会議参加の訪米報告-

提 起: 三角忠(ユニオン東京合同副委員長)

日 時: 2009年7月31日(金) 19時~21時

会 場: 千代田区立 九段生涯学習館 第1学習室

地下鉄 九段下 駅(6番出口)徒歩1分

編集後記:

7月9日、埼玉県熊谷市で76歳の父親と66歳の母親が、知的障害者の通所施設に通う42歳の知的障害のある息子を殺害し、逮捕された。殺害の理由は「思うようにならないと暴力をふるい、それに耐えられなかった」と言っている。殺すよりほかに、どうすることもできなかったのか。

親による障害児者の殺害は昔からある。そのたびに、親たちからは減刑運動がおきる。殺された人は何も言えない。

同じ7月9日に障害者虐待防止法が国会に提出された。障害者虐待防止法や養護者の虐待、施設などでの虐待について通報義務を課せるものだ。障害者の権利条約、虐待防止法などの整備を求める育成会は、今回の埼玉の子殺しに対して、どのような立場にたつのか。

東京都議選の結果は国政に間違いなく影響する。誰もがそれを知っているにもかかわらず、影響しないと言い張るアソウの口ぶりはどこかの理事長にも似ていて滑稽だ。(凛)

闘争経過・スケジュール			
6月	12日	金	共謀罪反対国会前闘争
	13~15日		機械工業大分闘争
	14日	日	全国労働者総決起集会渋谷デモ(代々木公園)
	15日	月	反弾圧全国労学総決起集会・デモ
	16日	火	ブリタニカ行政訴訟
	19日	木	法対/機械工業番町ハム情宣
	19日	金	育成会から団交拒否回答/学習会(三宅勝久講師)/5・27闘争・弁護最終弁論/明大生協労組大学本部情宣
	20日	土	神保町街宣/ス労自主を支える会東京総会
	21日	日	山田書院鎌取闘争
	23日	火	沖縄・本土を結ぶ集会
	24日	水	法対
	25日	木	ブリタニカ行訴、渡辺弁護士と打ち合わせ/育成会からの団交拒否回答
	29日	月	ス労自主品川本部情宣
	30日	火	定期執行委員会
7月	2日	木	法対/ス労自主都労委審問
	3日	金	5・27弾圧裁判集会
	5日	日	三里塚現地闘争
	6日	月	法対
	8日	水	労働委員会育成会事件第6回審問、新件調査。
	9日	木	明大生協労組支援共
	11~13日		ス労自主大会
	12日	日	田母神講演会粉碎・労働者集会
	15日	水	共謀罪反対国会行動
	16日	木	ブリタニカ行訴、弁護士との打ち合わせ
	17日		5・27闘争・最終意見陳述、国鉄闘争勝利総決起集会(文京区民センター)
18日	土	反戦反核集会	
31日	金	学習会反戦・米国訪問報告「オバマ演説を斬る」/ブリタニカ行訴準備(最終)	
8月	5日	水	合同労組・産別交流集会
	6日	木	被爆64周年8・6年ヒロシマ大行動
	9日	水	被爆64周年長崎反戦反核闘争
	15日	土	8・15集会